

はしがき

大学で行政法を担当するようになって以来、願っていることは変わらず、「行政法嫌いになってほしくない」ということであった。消極的な願いのように見えるかもしれないが、大学の授業においてこの願いを叶えることはかなり難しく、いまだに授業は試行錯誤を重ねている。本書は、授業を聴いた学生たちから筆者に伝えられた「わからない」という声に応えようとする入門書であり、本書の特色は、学生たちの「わからない」に応えるための工夫でもある。学生たちのいう「わからない」には様々な意味合いがある。

学生たちの「わからない」は、多くの場合、「説明されてもピンとこない」ということである。何が「わからない」のかは、じっくり聞いてみないと判然としない。たとえば、授業で「法律の委任」の説明を受けたすぐ後で、「法律の委任」の意味がよくわからないと、ある学生が真剣な顔をして訴えてきたことがある。よくよく聞いてみると、助詞の「の」に戸惑っていた。助詞を「の」から「が」に代えて説明し、実際の法律の条文を使って委任の箇所を示すと、学生はすぐに理解できた。

上記の経験を踏まえて、抽象的な理解を頭の中に定着させるために、本書は基礎的な演習問題を各所に挿入している。なんとなくわかったつもりでも、理解が違っている場合がある。「法律の委任」について質問してきた学生は1人しかいないが、試しに演習問題を作って授業でやらせてみると、ほとんどの学生の答えが間違っていた。本書の方針として、難解な用語を噛み砕いて説明するほか、実定法、実際の制度、判例の事案、新聞記事等から演習問題を作成し、わかったつもりであることを確認することを促している。

次に、学生が「行政法は難しいです」という場合、行政法特有の考え方になじめないという意味であることが多い。たとえば、民事訴訟で争うことができないという意味を理解できない学生や、違憲立法審査なのだから「法律」そのものを争うことができるはずだと誤解している学生も多く見られる。このような学生たちへ、直接的なメッセージを発している。各章の冒頭や難解な箇所には「理解のポイント」を置き、各章で伝えたいことを端的に示している。

最後に、現代の初学者に非常にわかりにくくなっている行政法の理論的問題について、「行政法こぼれ話」というコラムを設け、立法史・学説史に即して、歴

史的な観点から説明を加えている。「行政法こぼれ話」として取り上げたテーマは、筆者が学生時代に抱いた疑問でもある。筆者が学生時代に疑問に思ったこと、興味を持ったことは、どの行政法教科書にも答えとなるべき記述がなかった。今も答えは教科書の中にはない。かなり時間がたってしまったが、自分で自分の学生時代からの疑問に答えを書こうと思ったのである。

本書の特色として他に挙げられるのは、筆者の研究成果を反映して、歴史的観点からの説明、比例原則の適用、行政上の強制措置、過料などの記述が詳しい点である。とりわけ比例原則は、多くの行政法教科書では行政行為の裁量論の中で扱うが、本書では行政事件訴訟法30条の問題として位置付け、比例原則の適用について詳述している。

行政法の入門書を出版する企画は以前からあったが、「理解できれば面白味も感じられるはず」という執筆の方針を固めるまでに、思いの外、時間がかかった。刊行にあたり法律文化社編集部小西英央氏、八木達也氏に大変お世話になった。

恩師・兼子仁先生に教科書を出版する企画があることをご報告したとき、貴重なご教示を頂いた。兼子仁先生の『行政法総論』（筑摩書房、1983年）は、行政法研究者となった今の私になお影響を残している。時を経ても色褪せない学問書とはそういったものであると思う。本書の刊行をもって兼子仁先生に対する感謝のしるしとしたい。

この「はしがき」を書き始めた日の朝、わが国比例原則研究の泰斗・田村悦一先生（立命館大学名誉教授）の訃報に接した。本書をお見せしたいと願っていたが、それが叶わず、残念でならない。ご冥福を心よりお祈りする。

2022年8月

コロナ禍3年目の夏

須藤陽子